

副食費（おかず代等）のご案内 （保育認定3～5歳児クラス児童、教育認定児童）

1. 副食費徴収、徴収免除の決定方法
2. 副食費の表
3. 月途中での入退園
4. 納付方法

1. 副食費徴収、徴収免除の決定方法

保育認定を受けている3～5歳児クラスの児童及び教育認定を受けている児童は、原則として副食費（おかず代等）がかかります。これは、保育園等に入園していない児童にもかかる費用であるためです。

ただし、世帯状況等によって徴収が免除となる場合があります。（2ページをご覧ください。）

副食費の金額は、各園において実際に給食の提供にかかった費用を勘案して、各園が定めます。

<決定方法>

徴収、徴収免除の決定は、原則として父母の市町村民税所得割額の合算額で決定します。なお、父母の所得の状況により、他の同居者（祖父母など）の市町村民税所得割額も含めて決定することがあります。

徴収、徴収免除の決定は年2回（前期・後期）に分けて行います。決定の基礎となる市町村民税は以下のとおりです。

副食費	前期（4月から8月分）	後期（9月から翌年3月分）
市町村民税の年度	前年度の市町村民税	今年度の市町村民税



2. 副食費の表

教育（1号）認定のお子さん

階層	定義	第1子	第2子	第3子以降	
A	生活保護世帯	徴収免除	徴収免除	徴収免除	※1
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む)				
C1	A階層を除き、市町村民税所得割の額が 77,101円未満の世帯				
C2	A階層を除き、市町村民税所得割の額が 77,101円以上211,201円未満の世帯	徴収 (施設が定める金額)	徴収 (施設が定める金額)	徴収免除	※2
C3	A階層を除き、市町村民税所得割の額が 211,201円以上の世帯				

保育（2号）認定のお子さん

階層	定義	第1子	第2子	第3子以降	
A	生活保護世帯	徴収免除	徴収免除	徴収免除	※1
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯				
C1	A階層を除き、市町村民税所得割の額が 48,600円未満の世帯				
C2	A階層を除き、市町村民税所得割の額が 48,600円以上57,700円（ひとり親世帯 又は在宅障害者のいる世帯は77,101円） 未満の世帯	徴収 (施設が定める金額)	徴収 (施設が定める金額)	徴収免除	※3
	A階層を除き、市町村民税所得割の額が 57,700円（ひとり親世帯又は在宅障害 者のいる世帯は77,101円）以上97,000 円未満の世帯				
C3	A階層を除き、市町村民税所得割の額が 97,000円以上169,000円未満の世帯				
C4	A階層を除き、市町村民税所得割の額が 169,000円以上301,000円未満の世帯				
C5	A階層を除き、市町村民税所得割の額が 301,000円以上の世帯				

※1…年齢にかかわらず、最年長のお子さんから数えます(同居であるかは問いません)

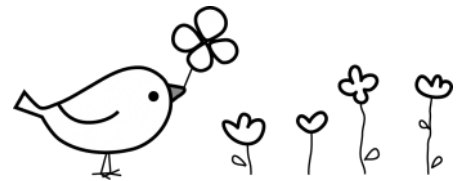
※2…小学校第3学年修了前お子さん(同一世帯のみ)のうち最年長のお子さんから数えます

※3…同時に在園しているお子さんのうち、年長者から数えます

<留意点>

- (1) 市町村民税所得割額は、税額控除前の市町村民税所得割額から調整控除のみを控除した額です。調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除)は適用しません。
- (2) 修正申告や更正により市町村民税額が変更となった場合、修正申告等が行われた日の翌月から副食費徴収、徴収免除の区分が変更となる場合があります。
 ※申告書の写しや住民税更正通知の写しを子育て支援課へご提出ください。
 ※未申告の場合は、副食費徴収対象となる場合があります。

<副食費の軽減>



(1)ひとり親世帯 ※要申請

ひとり親世帯(離婚(注)・死別・未婚)である場合に、適用されます。
 ※婚姻届出はしていないが生計を一にする方がいる(いわゆる事実婚である)場合は、ひとり親世帯に該当しません。

必要書類	(新規入園の場合) 教育・保育給付認定申請書 (在園中の場合) 教育・保育給付認定の変更申請書(兼)内容変更届
------	--

注 離婚協議調停中である場合等

離婚協議調停中であるなど、離婚が成立していない場合は、ひとり親には該当しませんが、離婚の相手方は含めずに副食費を決定します。

必要書類	上記申請書に加え、 離婚協議調停中であることがわかる書類(調定期日呼出状や弁護士の証明書等)
------	---

(2)在宅障害者のいる世帯 ※要申請

生計を一にする方のうち、障害のある方がいる場合に、適用されます。

障害のある方:

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、特別児童扶養手当を受給している方、障害基礎年金を受給している方

必要書類	(1) (新規入園の場合) 教育・保育給付認定申請書 (在園中の場合) 教育・保育給付認定の変更申請書(兼)内容変更届
	(2) 療育手帳の写し ※身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、特別児童扶養手当を受給している方、障害基礎年金を受給している方は手帳や証書の写しは不要ですが、市で状況が確認できない場合に提出を求められることがあります。

3. 月途中での入退園

月途中で入退園した場合の副食費の金額については、各園にお問い合わせください。

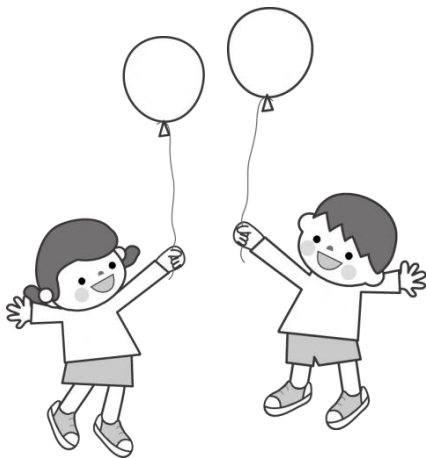
4. 納付方法

(私立園) 各園に納付してください。

※納付方法は各園により異なります。

(公立園) 口座振替にて納付してください。納期限:毎月25日(休日の場合は翌営業日)

※口座振替による納付が困難な場合は、七尾市子育て支援課までご連絡ください。



お問い合わせ
七尾市子育て支援課 保育支援グループ
電話 (0767)53-8419